

相談無料・秘密厳守

心配ごとなんでも相談



法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、悩みやお困りごとに対して相談をお受けいたします。お気軽に近くの人権相談会場にお寄りください。

相談内容は秘密厳守いたしますので、ご安心ください。

令和7年度 9時～11時	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
引田公民館			17日 (火)			16日 (火)			2日 (火)			
交流プラザ	15日 (火)		2日 (月)		19日 (火)		21日 (火)		16日 (火)		17日 (火)	
人権センター 大内交流館		20日 (火)		15日 (火)		16日 (火)		18日 (火)		20日 (火)		17日 (火)

問合先：東かがわ市人権推進課 (0879)26-1227



人権相談ではどのような相談ができますか？



家庭内の問題（夫婦、親子、介護、結婚、離婚など）、隣近所との
もめごと、差別の問題など、暮らしやご家族に関する相談ができます。
相談日と場所は、市の広報紙カレンダーと併せてご確認ください。
悩みがある方は、ひとりで悩まずにご相談ください。



相談会場で人権擁護委員さんの顔を見ながら相談できるので、
安心しますね。

法務局では、平日の 8:30 から 17:15 まで電話相談を受け付けて
います。電話相談は、自分のご予定に合わせて相談できます。

☆みんなの人権 110 番：0570-003-110（通話料がかかります）

☆子どもの人権 110 番：0120-007-110（通話料無料）

☆女性の人権ホットラインは令和7年10月1日から

「みんなの人権110番」に統合されます。

